

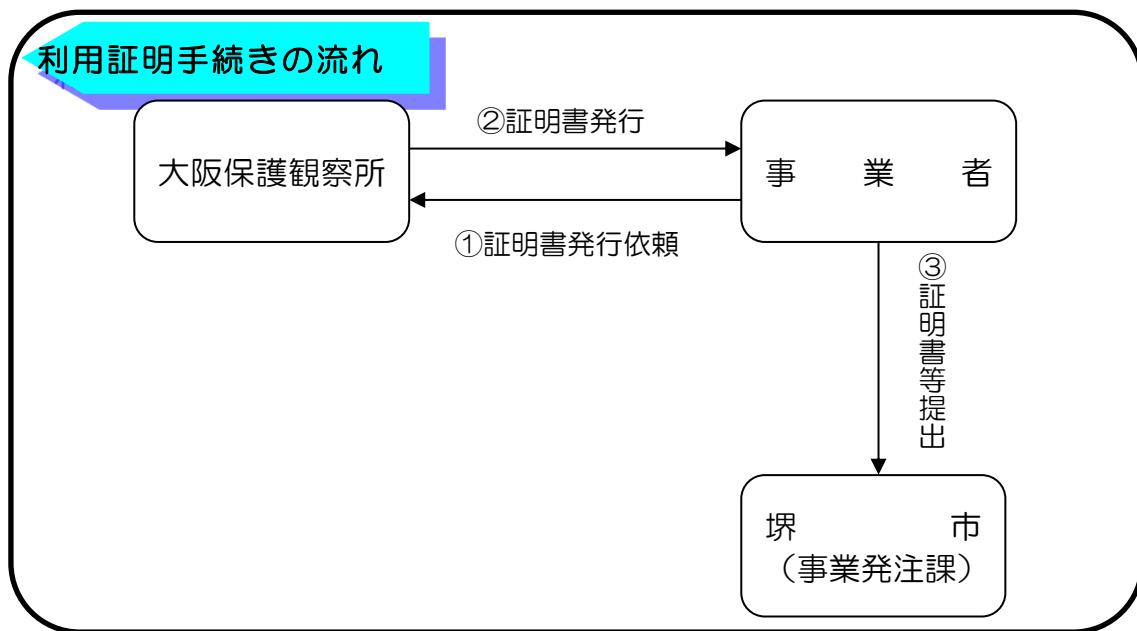
【保護観察対象者等の就労支援に関する証明書について】

(目的)

保護観察対象者等の就労支援に関する証明書は、堺市総合評価一般競争入札制度において、入札参加事業者及び契約事業者（以下「事業者」という。）における刑務所出所者等の雇用実績を確認するために徴取するものです。

(利用証明手続きの流れ)

- ① 事業者は、保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書を大阪保護観察所に提出する。
- ② 大阪保護観察所から保護観察対象者等の就労支援に関する証明書（以下「証明書」という。）が発行される。
- ③ ②で発行された証明書を堺市（事業発注課）に提出。



(その他)

証明書の申請に関する詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒540-0008

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 5階

大阪保護観察所

電話：06-6949-6240 もしくは 06-6949-6241

保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書

年 月 日

大阪保護観察所長 殿

申請者

所 在 地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

下記の事項に関する証明書の交付を申請します。

なお、保護観察対象者等の雇用に関する証明の申請を行うことについては、証明の対象となる者から同意を得ていることを申し添えます。

記

1 必要な証明

- 協力雇用主の登録に関する証明
- 保護観察対象者等の雇用に関する証明
- 年 月 日から 年 月 日までの間に、() 月以上
雇用していること
- 年 月 日から 年 月 日までの間に、() 名雇用
していること
- 就労支援メニューの活用に関する証明
- 年 月 日から 年 月 日までの間に、
 トライアル雇用 職場体験講習 事業所見学会
を活用していること
- その他 ()

2 申請理由

- 地方公共団体()の入札参加資格審査又は総合評価落札
方式等における優遇措置を受けるため
- 地方公共団体()に提出するため
- 職親プロジェクトの職親企業となるため
- その他
()

3 必要部数 通

(注) 返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を本申請書に添付願います。
なお、料金不足分については申請者の負担となります。

証明書（参考）

保護観察対象者等の就労支援に関する証明書

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

殿

1 大阪保護観察所に協力雇用主として登録していること

登録年月日 平成・令和 年 月 日

2 保護観察対象者等を雇用していること

年 月 日から 年 月 日までの間に、() 月以上雇用していること
(ただし、提出された添付書類から証明が可能な期間及び雇用期間)

年 月 日から 年 月 日までの間に、() 名雇用していること
(ただし、提出された添付書類から証明が可能な期間及び人数)

3 就労支援メニューを活用していること

年 月 日から 年 月 日までの間に、
 トライアル雇用 職場体験講習 事業所見学会
を活用していること

4 その他（証明する内容を具体的に記載）

申請のあった上記の内容について、証明する。

年 月 日

大阪保護観察所長 印

(注1) 保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察対象者、同法第85条及び第86条に規定する更生緊急保護の申出をした者並びに同法第88条の2に規定する刑執行終了者等に対する援助の対象者をいう。

(注2) 雇用実績の証明が可能な保護観察対象者等とは、雇用期間の全部もしくは一部において保護観察を受けていた者又は更生緊急保護の申出をした者（ただし、収容中の者を除く。）もしくは刑執行終了者等に対する援助の対象者であって雇用期間の全部もしくは一部について大阪保護観察所が継続的に接触し、就労状況等について把握しているものをいう。